

2014 年度目録委員会記録 No.4

第 4 回委員会

日時：2014 年 7 月 19 日（土）14 時～17 時 15 分

場所：日本図書館協会

出席：原井委員長、木下、河野、田代、津田、野美山、平田、古川、横山、渡邊

<事務局>磯部

[配布資料]

1. 第Ⅱ部ユニット X 資料・刊行方式の特性に関する記録（17 ページ-A4、木下委員・野美山委員）
2. 第Ⅱ部ユニット H 形態事項案メモ（7 月版）（2 ページ-A4、渡邊委員）
3. 第Ⅱ部ユニット H 形態事項（2014.7 案）（46 ページ-A4、渡邊委員）
4. 第Ⅱ部ユニット I タイトル（上位レベル）（第 2 次案）（8 ページ-A4、古川委員）
5. 第Ⅱ部ユニット J 責任表示（上位レベル）（第 2 次案）（2 ページ-A4、古川委員）
6. 第Ⅱ部ユニット N 体現形の注記に関する記録（7 ページ-A4、平田委員）
7. RDA の注記に関する検討（7 ページ-A4、平田委員）
8. 第Ⅱ部ユニット G 出版等に関する記録（35 ページ-A4、原井委員長・横山委員）
9. 和中 幹雄「エレメント・セットと語彙から見た RDA 理解」『図書館界』66(2)(377), 2014.7. pp.172-181（古川委員）
10. 2014 年度目録委員会記録 No.2 第 2 回委員会
11. 2014 年度目録委員会記録 No.3（案） 第 3 回委員会

[報告事項ほか]

1. 議事録の確認

2014 年度第 3 回記録案（資料 11）について確認した。

2. NCR 検討作業のスケジュールの確認

2014 年度後半に検討することとなった著作および表現形の記述については、9 月の委員会で木下委員から提示予定の RDA7 章の未着手のエレメント一覧（※ [検討事項] 1.参照）を確認のうえ、10 月から検討に入りたい。

3. NDL の平成 26 年度書誌調整連絡会議について

次回書誌調整連絡会議の開催時期について質問があり、具体的な時期は未検討だが年内の開催は難しい旨、原井委員長から回答があった。会議には典拠形アクセス・ポイントの案を提示する予定だが、目録委員会と NDL の間で意見交換が済み、共通の了解が成った（両論併記を含む）段階まで案を整える必要がある。なお、来年は別に検討集会を開催する予定であり、その時期については書誌調整連絡会議との間隔に留意する必要がある。

4. 参考資料の紹介

新 NCR の用語解説、付録の構成についての今後の検討に資するものとして、資料 9 の紹介があった。

[検討事項]

1. ユニット X 資料・刊行方式の特性に関する記録

木下委員が資料 1 に基づいて説明し、次のとおり検討した。

・逐次刊行資料の順序表示の規定が抜けたため、ユニット X のタイトル内の「刊行方式」は不要。「資料の特性に関する記録」とする。

・地図資料、楽譜、電子資料、博物資料などについて、現 NCR にある規定に限定するか、RDA7 章の記譜など広く扱う必要があるか確認を求める発言があった。また、「地図の投影法」や「地図の座標」等は、RDA では規定が詳細であり、新 NCR でどこまで盛り込む必要があるか検討した。その結果、現 NCR の注記レベルを最低限必要なものとし、それ以外の RDA の規定などはいったん条文案に取り込み、要不要に迷う箇所にコメントでその旨を示しておき、委員会で検討することとした。

・尺度の規定の構成について。各種の尺度を資料の種類（地図、静止画、三次元資料）別に再整理した構成にする提案があった。また、現 NCR の博物資料にある重量縮率・重量倍率の規定を尺度の中で扱うのは適切か、との指摘もあった。RDA Element Analysis では、尺度はエレメント、静止画・三次元資料の尺度、地図の水平尺度、地図の垂直尺度は尺度のエレメントサブタイプである。尺度でまとめるか、資料別を優先してまとめるか議論となり、資料別の構成案を次回提示することとなった。

・scale の訳語は尺度とする。尺度は縮尺・倍尺の総称。用語・表現リストに掲載する。

・記譜の規定について、RDA で列挙されたリストの用語だけで十分かどうか、日本独自の用語はないか検討した。リストの用語を条文中に提示するこのような規定では、リスト中から選択できない場合に備えて、「次の用語を記録する。適切な用語がない場合は、…」という規定を付加する提案があった。

・RDA7 章の規定のうち、まだ新 NCR の検討に取り上げられていないものが残っている。残ったもののうち、内容を表現する色、音などは、表現形のエレメントである。現時点で残されている 7 章の規定を表現形と体現形にグルーピングしたエレメント一覧を次回委員会に提示し、検討することとした。(※)

2. ユニット H 形態事項等

渡邊委員が資料 2、3 に基づいて修正部分を中心に説明し、次のとおり検討した。

・地図、楽譜、静止画の数量について。RDA に沿って図数を記録することを本則とし、枚数を記録する現 NCR の規定を別法とする決定に従い、修正された助数詞を確認した。

・シートが複数の図から成る場合の、図数に付加する枚数の記録の仕方について。RDA の用法に従うと、丸がっちは、「1 枚 (3 図)」のように下位ユニットを囲む形で用いるため、図数を主として記録する際に「3 図 (1 枚)」のようにすると、丸がっこ内を下位ユニットと誤解するおそれが生じる。そのため丸がっこは使用しないことを決定し、角がっこなど代わ

りとなる記号を検討したが、他の意味が含まれるという問題があり、結論は出ず、継続して検討する。

- ・静止画の種類を示す語について。「美術原画」と「複製画」(RDA 3.4.4.2 にはない) を分けて扱う規定について、「制作手段」や「世代」で扱う案、形態事項から切り離して注記で扱う案が出され、検討した。結論は出ず、いったん現在の位置 (H.3.6 任意追加) に残したままとし、継続して検討する。

- ・H.3.7「三次元資料の数量」について、別法として現 NCR の特定資料種別 (NCR10.5.1.2 別法) を採用して選択可能とするか検討した。長大な表だが、実際に使用されている状況も確認できたため、別法とはせず、本則の「適切に表す用語を用いて記録する」の箇所に「参照：付録●」として規定する。

- ・形態事項では「情報源」は通則だけに置く。

- ・V の発音については「ヴ」を使用することとするが、日本語で定着していると委員会で賛同を得た用語はバ行を使用してよい。「ヴォーカル」「ヴァイオリン」「ビデオ」などの例が挙げられた。

3. ユニット I タイトル (上位レベル)、ユニット J 責任表示 (上位レベル)

古川委員が資料 4、5 に基づいて説明し、次のとおり検討した。

- ・資料名を前回の「シリーズ表示」「シリーズ表示の責任表示」から変更し、目録委員会の構成案に従って「タイトル (上位レベル)」「責任表示 (上位レベル)」とした。

- ・NCR2.6.1.1A の規定「シリーズに関する事項に記録する本シリーズ名は、単行書の上位書誌レベルの図書を記述対象とした場合に選定する本タイトルと一致させる。」については、一種の典拠コントロールを意図していると思われるが、新 NCR では継承しない。

- ・各エレメントの「記録の範囲」について、RDA では用語解説と全く同じ場合があるが、その場合でも「記録の範囲」として立項するか確認を求める発言があった。エレメント単位で何を記録するかを示すため、前回決定の通り、エレメント単位で「記録の範囲」および「記録の方法」を設けることとする。また、コア・エレメントである場合は、「記録の範囲」でその旨を示すことを確認した。なお、「情報源」については、必要なエレメントに立項することとする。

- ・I.0.3「種類」について、第 2 章の他の案で使用しておらず、また RDA では「記録の範囲」として列挙されているとの指摘があり、I.0.2「記録の範囲」に含めることとした。

- ・例示の書式について。RDA では当該エレメントしか挙げていないが、新 NCR では当該エレメントの前後もあわせて示した方が分かり易いのではないかとの意見があった。検討の結果、例示の中では区切り記号の使用を最小限におさめたいことから、RDA と同様に当該エレメントだけとし、それに説明を付けるスタイルとする。また、例示に説明を付ける場合の書式として、冒頭に全角アスタリスク「*」を使用することとした。

- ・I.1.2「情報源」について。現 NCR では優先順位を付けて 4 つ、RDA では 3 つとなっている。条文案では RDA に合わせたが、資料に関する記録総則の「情報源」とも調整する必要がある。総則の「情報源」の規定について、各章と連動させる必要があるため、各自の担当部分と見比べたうえで、修正の必要があればその旨を原井委員長に伝える。

・RDAで「記録する」ではなく「transcribe（転記する）」の表現を用いている場合、新NCRではどう表現するか検討した。「転記」には、全くそのままの形で記録する限定された意味と、大文字・小文字等を変えて記録することも含めた意味とがあり、総則の条文案では後者の意味で用いている。新NCRでは、「記録する」の表現で問題がない箇所は、無理に「転記する」としなくても良いこととする。

・J.1.3「記録の方法」に、現NCR、RDAにはない「責任表示が表示されていない場合は、それに代わる適切な表示を採用する。」という規定を追加した。これは上位タイトルに、責任表示を伴わない総称的なものが少なくない実態に配慮した規定である。他方、現NCRの規定に「総称的なシリーズ名の場合は記録する。それ以外のときは、当該シリーズの識別上必要であり、かつ資料に表示されているときに記録する。」とあるにも関わらず、NDLでは実際の運用がずれている（表示があれば常に記録している）。RDA本則でも、記録するのは識別が必要な場合に限っているが、「総称的な」といった限定はない。

すでに現状に合致していない現NCRの規定を引き継ぐことはやめて、「資料があれば記録し、なければ記録しない」という考え方を中心に検討した結果、「識別に必要な場合に記録する」を本則、「表示されていれば記録する」を別法とすることに結論が出た。

なお、どういう場合に記録するかの規定が含まれているので、それは「記録の方法」ではなく「記録の範囲」で示す。

4. ユニットN 注記に関する記録

平田委員が主に資料6をもとに確認を行った。

・RDA1.10のNotes（大文字使用法など）については、総則で扱う。

・「頻度」について。更新資料の更新頻度を転記するという現NCRの規定は、頻度の詳細の注記も存在するため不要とし、別法として設けない。

・「個別資料の管理履歴」について。現NCRでは静止画資料だけを対象としているが、資料の種別によって区別する必要がないため、RDAの規定通りとする。また、現NCRの規定にある所在地の記録も不要。

・「個別資料の直接取得元」という用語の理解を助けるため、（寄贈者、委託者、購入元など）を後ろに付与する。

・現NCRでは寄贈者、委託者について記録する規定があり、RDAでは取得方法について記録する規定があるので、これに吸収できる。ただし現NCRで記録する寄贈者の住所は不要。

・記録しなかった他のタイトルについて。現NCRでは必ず注記することになっているが、RDAを採用して「識別またはアクセスに重要な場合」に記録する規定とする。

・RDAには賞の情報を記録する規定があり、これは著作や表現形に対する情報と考えられる。一方で、現NCRには文化財指定等の情報について記録する規定があり、これは個別資料を対象とするものと考えられる。これらを同じ条項で扱っても良いか、別に規定が必要か、検討した。同一資料につき、個別資料、体现形、表現形、著作の実体が重なっているので、個別資料に規定を設けずとも記録するところはあると判断し、RDAの規定と合わせておくこととした。

・利用者のタスクを意識して「何に 重要な場合」か、新 NCR でも明示する方針をとっているが、RDA でも必ずしもすべてに記録されているわけではない。難しい場合もありうるので、できるだけ明示するという方針でよい。

・「頻度」は「刊行方式の特性」に含まれるが、担当や配置場所がまだ確定していない。もともと目録委員会の検討案のユニット名は仮なので、それが分るような番号体系にしておく。なお、注記よりは前に置く必要がある。

5. ユニット G 出版等

原井委員長が資料 8 に基づいて説明し、次のとおり検討した。

・「制作」と「製作」は同音で判別しにくいいため適語を検討したが、**manufacture** の訳語は「製作」のままとし、「製造」とはしていない。

・刊行物を先に、非刊行物を後ろにという考えから、出版表示、頒布表示、製作表示、著作権年、制作表示の構成の順序が示されたが、著作権年には非刊行物も含まれると指摘があり、継続して検討することとした。

・G.0.1「記録の目的」でエレメント名をまとめて示しておくことで、通則の G.0.2 から G.0.5 でエレメント名を使用できるようにした。

・G.1 の条文中に「出版（公開、発行）」とあるが、別途「出版表示」の定義で言及されるはずなので、ここでは（公開、発行）は不要ではないかと指摘があり、削ることとした。同様に、G.3 条文中の「製作（印刷、複製など）」も、（印刷、複製など）を削除する。

・G.5「制作表示」の条文中の「非刊行物（手稿、絵画、彫刻、地域文書など）」における（ ）で示した例示は残しておく。

・G.5.5.2.3「文書・コレクション」について。条項名から中黒「・」を削除してはとの意見が出たが、「文書」は一文書の場合と文書類の場合があり、「コレクション」は文書以外のコレクションが含まれるため、中黒「・」をはずして条項名を一語にまとめるのは難しい。そこで条項名は中黒「・」ではなく読点「、」を使用して「文書、コレクション」とする。

以上

次回以降の委員会の予定

9月13日（土）

10月18日（土）